

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第71号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和35年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(営業者の届出) 第2条 省令第1条の3第1項の届出書は、クリーニング所開設届(様式第1号)によらなければならない。 2 省令第1条の3第2項の届出書は、無店舗取次店営業届(様式第1号の2)によらなければならない。 第3条 法第5条第3項の変更の届出は、クリーニング所等届出事項変更届(様式第2号)により行わなければならない。 第4条 法第5条第3項の廃止の届出は、クリーニング所等廃止届(様式第3号)により行わなければならない。 (地位の承継の届出) 第5条 省令第2条の2第1項の届出書は、クリーニング所等営業者地位承継届(相続)(様式第4号)によらなければならない。 第6条 省令第2条の3第1項の届出書は、クリーニング所等営業者地位承継届(合併)(様式第5号)によらなければならない。 第6条の2 省令第2条の4第1項の届出書は、クリーニング所等営業者地位承継届(分割)(様式第5号の2)によらなければならない。 (クリーニング師試験の受験願書の提出) 第7条 省令第3条の受験願書は、クリーニング師試験受験願書(様式第6号)によらなければならない。 (免許申請手続) 第8条 省令第4条の申請書は、クリーニング師免許申請書(様式第7号)によらなければならない。 (開設検査確認済証) 第9条 保健所長は、第2条第1項のクリーニング所開設届を受理したときは、法第5条の2の確認をし、クリーニング所開設検査確認済証(様式第8号)を交付する。 (免許証の再交付等) 第10条 省令第6条第1項の免許証の再交付の申請は、クリーニング師免許証再交付申請書(様式第9号)によらなければならない。	(営業者の届出) 第2条 省令第1条の3第1項の届出書は、別に定める様式によるクリーニング所開設届によらなければならない。 2 省令第1条の3第2項の届出書は、別に定める様式による無店舗取次店営業届によらなければならない。 第3条 法第5条第3項の変更の届出は、別に定める様式によるクリーニング所等届出事項変更届により行わなければならない。 第4条 法第5条第3項の廃止の届出は、別に定める様式によるクリーニング所等廃止届により行わなければならない。 (地位の承継の届出) 第5条 省令第2条の2第1項の届出書は、別に定める様式によるクリーニング所等営業者地位承継届(相続)によらなければならない。 第6条 省令第2条の3第1項の届出書は、別に定める様式によるクリーニング所等営業者地位承継届(合併)によらなければならない。 第6条の2 省令第2条の4第1項の届出書は、別に定める様式によるクリーニング所等営業者地位承継届(分割)によらなければならない。 (クリーニング師試験の受験願書の提出) 第7条 省令第3条の受験願書は、別に定める様式によるクリーニング師試験受験願書によらなければならない。 (免許申請手続) 第8条 省令第4条の申請書は、別に定める様式によるクリーニング師免許申請書によらなければならない。 (開設検査確認済証) 第9条 保健所長は、第2条第1項のクリーニング所開設届を受理したときは、法第5条の2の確認をし、クリーニング所開設検査確認済証(別記様式)を交付する。 (免許証の再交付等) 第10条 省令第6条第1項の免許証の再交付の申請は、別に定める様式によるクリーニング師免許証再交付申請書によらなければならない。

<p>2 省令第6条第2項の免許証の提出は、<u>クリーニング師免許証提出書(様式第10号)</u>によらなければならない。</p> <p>(免許証の訂正申請)</p> <p>第11条 省令第8条の免許証の訂正の申請は、<u>クリーニング師免許証訂正申請書(様式第11号)</u>によらなければならない。</p> <p>(登録の抹消等)</p> <p>第12条 省令第10条第1項の登録の抹消の申請は、<u>クリーニング師登録抹消申請書(様式第12号)</u>によらなければならない。</p> <p>2 省令第9条及び第10条第2項の返納は、<u>クリーニング師免許証返納書(様式第13号)</u>によらなければならない。</p>	<p>2 省令第6条第2項の免許証の提出は、<u>別に定める様式によるクリーニング師免許証提出書</u>によらなければならない。</p> <p>(免許証の訂正申請)</p> <p>第11条 省令第8条の免許証の訂正の申請は、<u>別に定める様式によるクリーニング師免許証訂正申請書</u>によらなければならない。</p> <p>(登録の抹消等)</p> <p>第12条 省令第10条第1項の登録の抹消の申請は、<u>別に定める様式によるクリーニング師登録抹消申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 省令第9条及び第10条第2項の返納は、<u>別に定める様式によるクリーニング師免許証返納書</u>によらなければならない。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第7号までを削る。

改正前	改正後
<p><u>様式第8号</u> (第9条関係)</p> <p>[略]</p>	<p><u>別記様式</u> (第9条関係)</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第9号から様式第13号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この規則による改正後のクリーニング業法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届出書等について適用し、同日前に提出した届出書等については、なお従前の例による。